

事業者とともに SA 規制化の落としどころを模索していたことがうかがえる。

この点について国会事故調は、2010年10月の電気事業連合会（電気事業者10社加盟の業界団体。以下「電事連」という。）資料に基づき、「事業者による SA 規制への折衝状況」について、以下の表（図1.3.2-1）の通りまとめている。

国会事故調報告書（108頁） 図1.3.2-1

事業者による SA 規制化への折衝状況

電事連内では SA 規制化に対し、①訴訟上問題とならないこと、②既設炉にバックフィットされないこと、が判断基準となり指導書案が折衝方針として評価・選択されている

規制化パターン	説明	認識① 訴訟上の観点から影響のないこと		認識② 既設炉は AM 対策を講じ安全水準は十分なレベルにあることを踏まえた対応となること	
		訴訟上問題とならないこと	訴訟上問題とならないこと	バックフィットされ既設炉が「運転停止に至ることがないこと」「過度な要求が課せられないこと」	バックフィットされ既設炉が「運転停止に至ることがないこと」「過度な要求が課せられないこと」
a. 設置許可段階からの取り入れ	原子炉等規制法第24条(許可の基準)を改訂し、許可の基準にとりこむ。設計想定事象(DBE)の拡大	××	「公衆の安全確保」がこれまで不十分であったとの認識に至り、訴訟上の問題が発生する。	××	許可の基準に入るということは、「公衆の安全確保」上必須のものとなる。DBEの拡大により、既設炉へのバックフィットは免れない。このため、既設との切り分けも考慮した、改正を検討する必要がある。
b. 省令62号改訂	原子炉等規制法第24条(許可の基準)は改訂しない(DBEを拡大せず)が、省令62号を改訂し、維持基準として取り込む。	△	原子炉等規制法第24条(許可の基準)との関連があり、訴訟上の問題が発生する可能性がある。	×	省令上切り分けた記載を行った例があるが、新規に建設する炉のみに適用する記載とすることが必要である。技術基準を定める省令と解釈において許認可上の位置づけは「安全審査で確認された事項を工認等の後段規制で具体的に確認するため」と規定しており、基本設計との関連があり、既設に適用しないという附則がつかない場合は既設へのバックフィットにつながる。
c. 原子力安全委員会決定、保安院行政指導書	法令による規制ではなく、規制行政からの行政指導により、その対応を取り込む。	○	現行の考え方を考えるものでは無く問題ない。	△	行政指導の方法次第であり、今後行政指導の内容について調整が必要。
d. 原子炉等規制法改訂	原子炉等規制法第24条(許可の基準)は改訂しない(DBEを拡大せず)が、原子炉等規制法第35条(保安管理)の主務省令である炉規則を改訂し、SAに対する評価を求める。	△	原子炉等規制法第24条(許可の基準)との関連が完全に切り離されなければ、訴訟上の問題が発生する可能性がある。	△	原子炉等規制法第35条(保安管理)の措置については、保安規定に記載すべき事項となることは通例であることから、保安規定には既設炉と新設炉をかき分けて良いところを規則文書として明記させる必要がある。

①訴訟上問題とならない、  
②バックフィットされない  
ことが判断基準となり

最も緩い規制である  
指導書案が  
折衝方針となる

図 1.3.2-1 事業者によるSA規制化への折衝状況<sup>122</sup>

事業者らは、「知識ベース」の自主対策をいいことに、「確率は低いが壊滅的な事象を引き起こす事故シナリオ」を考へることなく、自らの利害である、当面の敗訴リスク増大や既存設備変更に伴う稼働率低下という「痛み」を避けるために、まさに地域住民を犠牲にしてきたと言っても過言でない。もっと言えば、それを本件原発周辺住民にも及ぼそうとしている。

#### 4 わが国の SA 対策の問題点（まとめ）

このようなわが国の SA 対策の問題点は、以下のとおり、まとめられる。

##### （1）時期の遅れ

欧米諸国では、1970年代後半ころから SA 研究が始まり、1979年の TMI 事故後、本格的に SA 対策が始まり、1990年代半ばころまでに、SA に対する PSA 及びその対策が完了していた。にもかかわらず、わが国では、1992年に始まり、2002年に一応の完了という状態で、内容としても内部事象のみで不十分なままであった。

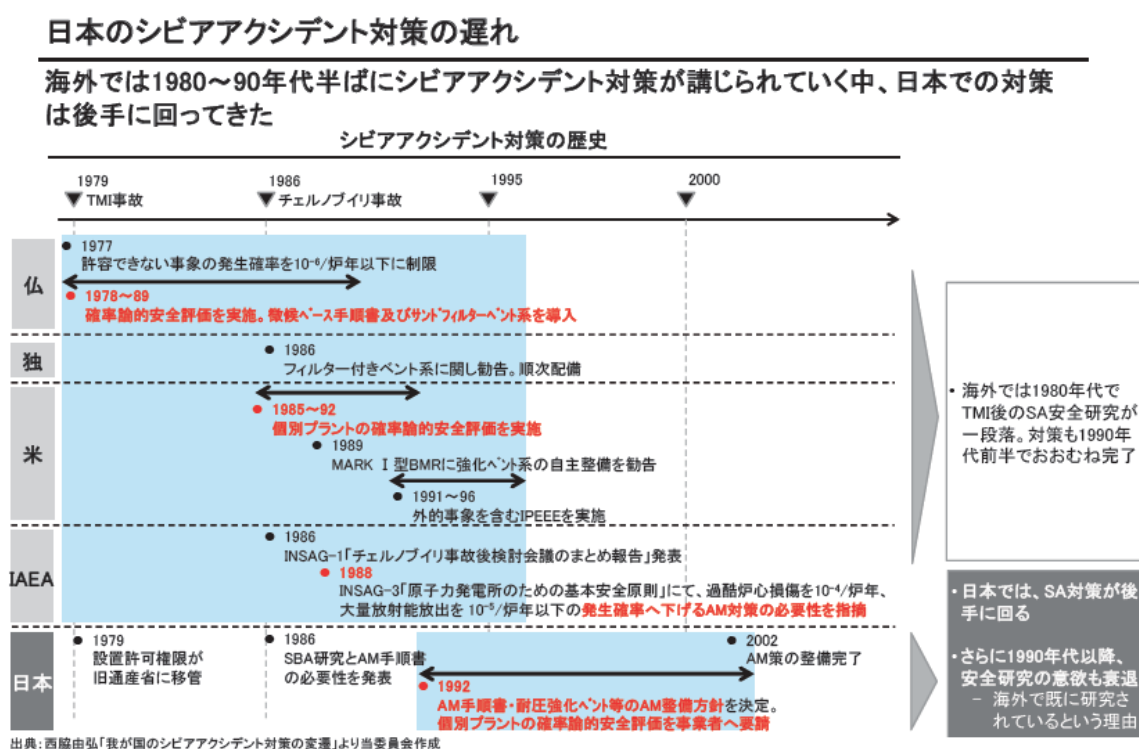


図 1.3.3-3 日本のシビアアクシデント対策の遅れ

国会事故調報告書 121頁

また、わが国において外部事象について唯一実施された PSA である地震評価も、2004年になって始められ、しかも、基準（炉心損傷確率  $10^{-5}$  / 炉年）

に満たないプラント多数ということで公表もされず、SA対策も施されなかった。

米国は、地震のみならず様々な外部事象についての確率論的安全評価を1991年には開始し1996年に評価が終了している。この報告書が公表されたのも2002年であった。

一方、わが国では、地震以外の外部事象について安全評価がなされるのは2013年以降を予定していたし、2023年にSA安全規制を本格化させるという計画で検討されていた。

つまり、わが国の外部事象SA対策に至っては、米国に実に20年以上の遅れをとっているのである。

### 海外に対する外部事象検討の遅れ

米国では平成14(2002)年に外部事象について評価を終了。それに対し日本の事業者では平成32(2020)年以降をめどにロードマップを検討しており、米国に20年以上の遅れとなる

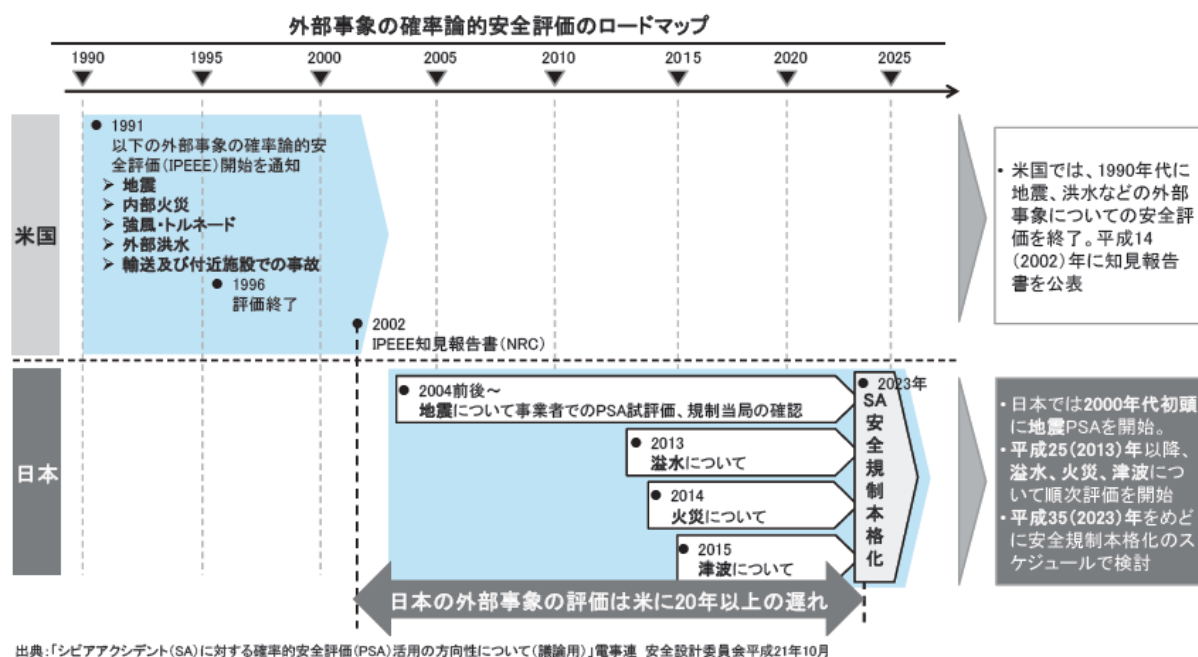


図1.3.2-2 海外に対する外部事象検討の遅れ

国会事故調報告書 112頁

### (2) 対象範囲の狭さ

わが国におけるSA対策は、海外に比べて大きく時期が遅れたものであった